

春日市こども計画策定支援業務仕様書

1 業務の名称

春日市こども計画策定支援業務

2 業務の目的

こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づき、春日市こども計画を策定する。策定期間は令和7年度とし、計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

第3期子ども・子育て支援事業計画については別途策定済みである。

次世代育成支援行動計画と子どもの貧困対策計画について、当初は第3期子ども・子育て支援事業計画と併せて策定する予定であったため策定作業を進めていたが、こども計画と一体的に作成するよう方針転換した経緯がある。そのため、次世代育成支援行動計画と子どもの貧困対策計画部分については、既にプランの骨子案が策定済みの状況である（別紙参照）。今回の春日市こども計画では、その骨子を生かす形で策定し、必要であればこれを修正して作成することとする。

既に策定済みの第3期子ども・子育て支援事業計画については、子育て中の保護者に意見を聴取して策定しているが、こども計画では、それ以外のこども・若者に対する意見聴取を行う形で策定するものとする。

3 業務場所

春日市役所及び春日市が指定する場所

4 契約期間

契約締結日翌日から令和8年3月31日まで

5 勘案すべき関係法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、以下の関係法令等を勘案すること。

- ・こども基本法
- ・こども大綱
- ・福岡県こども計画
- ・総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策大綱）
- ・子ども・若者育成支援推進大綱
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱
- ・子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（子ども・

子育て支援法第7条に規定する指針をいう。)

- ・その他当計画に関連する関係法令等
- ・第3期春日市子ども・子育て支援事業計画（別紙参照）

6 業務内容

事業計画の策定に向けて、次の業務を行うものとする。ただし、ここに示す業務内容は、策定にあたり必要最低限の事項を示したものであり、受注者は、国の動向等を注視しながら、事業計画の内容及び策定業務を充実させ、また、効率的・効果的に業務を実施するための企画提案を積極的に行うものとする。

ア 調査項目案の作成

国、県等から示される指針、国の施策動向及び市の現状を踏まえ、事業計画の策定に必要な項目を設計し、項目案を発注者に提出すること。項目案については、こども基本法第11条に規定するこども施策に対するこども等の意見の反映に資するものとすること。

また、こども計画では、ライフステージごとに取組を設定する必要があるため、以下のそれぞれに応じた調査項目を設定すること。

①学童期（小1～小3）市内公立小学校生徒全員 約4,000人

②学童期（小4～小6）市内公立小学校生徒全員 約4,000人

③思春期（中学生）市内公立中学校生徒全員 約4,000人

④思春期（高校生年代）春日高校生徒全員 約1,300人

⑤青年期（大学生年代以上）※ 大学院生を含む。

九州大学（筑紫キャンパス）生徒全員 約3,000人

福岡女学院大学生徒全員 約2,400人

調査はウェブを活用して行う。チラシ等に記載された二次元バーコードを、各生徒が所有する一人1台端末又はスマートフォン等で読み取り、ウェブ上の調査画面に遷移し回答する仕組みとする。

（注意事項）

- ・上記②及び③の区分については、ヤングケアラーに関する実態調査アンケートの内容を含むものとする。
- ・設問の内容や数については、受注者が発注者に提案した上で、発注者と協議して決定すること。
- ・アンケート回答画面の設計にあたっては、回収率を上げるために最後まで回答する

意欲を保つことができるよう工夫すること。

- ・それぞれの区分に応じた設問となるよう、内容や表現を工夫すること。
- ・調査から得られた分析結果から年齢、分野ごとの課題を明らかにし、計画にバランス良く反映できるよう逆算し設問設計すること。
- ・設問設計にあたっては、各設問が春日市こども計画体系のどの部分に反映されるかを一覧で確認できる資料を作成すること。
- ・未回答者への督促は行わない。

イ 調査結果の集計・分析

エクセル等の集計ソフトにデータ入力を行い、集計（クロス集計含む。）、自由回答の取りまとめを行うこと。

集計したデータを元に、計画策定に必要な現状と課題の分析を行うこと。

集計・分析データは、電子データで発注者に提供すること。

ウ 既成骨子案（別紙参照）の修正

- ・イの集計・分析データを基に、既成骨子案の修正案を作成すること。
- ・修正した骨子案（以下「修正骨子案」という。）を、電子データにて発注者に提供すること。
- ・修正骨子案を提出後、発注者と内容の確認を行い、齟齬があれば修正を行うこと。
- ・発注者が、修正骨子案に具体的取組を加えることで計画が完成するよう、デザイン、フォーマットを整えること。

エ 計画概要版の作成

以下のとおり計画概要版（以下「概要版」という。）を作成すること。

- ・修正骨子案を基に、概要版を作成すること。
- ・概要版は多くてもA3で4頁程度とし、完成後は発注者にデータを提出すること。また提出に当たっては、発注者が修正を加えることができるようなデータにすること（発注者による英語バージョンの作成を想定）。
- ・この概要版は、まずこども・若者に意見を聴取する対象であり、最終的には「こども計画のこども向け版」という位置付とする。
- ・文章量をできるだけ簡素にし、小学校4年生程度が読んで分かる程度のものにふりがなを付けたものとする。絵やカラフルな色を使い、目を引き、かつ内容が理解しやすいものとなるよう工夫する。
- ・概要版の策定前に、方向性などについて齟齬が生じないよう、隨時発注者に情報提供や内容確認を行うこと。
- ・概要版を提出後、発注者と内容の確認を行い、齟齬があれば修正を行うこと。

オ 修正骨子案及び概要版の修正

- ・発注者が行う概要版に対する意見集約の後に、修正骨子案及び概要版の修正を行うこと。
- ・修正骨子案及び概要版の修正案を、電子データにて発注者に提供すること。
- ・修正骨子案及び概要版の修正案を提出後、発注者と内容の確認を行い、齟齬があれば修正を行うこと。
- ・修正骨子案の再修正に当たっては、発注者が修正案に具体的取組を加えることで計画が完成するよう、デザイン、フォーマットを整えること。

カ 計画作成の支援

修正骨子案の修正後、それを基に発注者側で計画を作成するが、その際に専門知識やノウハウを生かして、表現内容や計画の構成等に対して支援を行う。支援の際には、修正骨子案及び概要版の修正分と計画素案の内容に齟齬がないようにする。

キ 計画と概要版の印刷用データ作成

完成した計画とその概要版については印刷は行わないが、発注者側で印刷できるようデータを作成する。データ作成の際には、カラーで見やすく、図や絵などを効果的に使って分かりやすい内容となるように体裁を整えること。

ク スケジュール（目安）

令和7年4月 アンケート設問作成
令和7年5月 調査開始
令和7年6月 調査結果集計、分析データ提出
令和7年7月 既成骨子案の修正
令和7年8月 概要版作成
令和7年9月以降 修正骨子案、概要版の修正